

コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 9 月 28 日

株式会社 ハンズ

代表取締役社長 長島 宏

問合せ先： 管理本部 03-5778-9188

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

この為、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

(2023 年 6 月 30 日現在)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エヌズ	212,000	53.00
長島 宏	185,900	46.48
長島 莉都子	2,000	0.50
マルコー株式会社	100	0.03

支配株主名	長島 宏
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

長島 宏は当社の代表取締役社長です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

長島宏は、当社の代表取締役社長であります。当社と長島宏との間に取引関係はありません。

長島宏との取引については、関連当事者取引に該当し関連当事者取引管理規程で、取締役会において取引条件を検討し承認を得なければならないと定めてあります。また取締役会で決議する場合は、関連当事者は決議に参加できないことになっております。更に監査役は監査対象とすることにより、適切な取引が行われているか監視しております。これにより少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任しておりません
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していません
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査室および監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。このため三者が一同に集まり会議形式で三様監査を実施しています。
--

社外監査役の選任状況	選任しております
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鬼沢 正典	他の会社の出身者													
丸山 登	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
鬼沢 正典	—	—	鬼沢正典氏は、上場企業で長年培ってきたビジネス経験を活かして当社の経営を監査し、当社の経営の健全性の確保に貢献いただくことを期待し、選任いたしました。
丸山 登	—	—	丸山登氏は、上場企業で培った企業会計に関する知見また監査役としての豊富な経験と知識などを当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当事項はありません
該当項目に関する補足説明	
—	
ストックオプションの付与対象者	—
該当項目に関する補足説明	
—	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません
該当項目に関する補足説明	
取締役報酬の総額および対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
取締役の報酬については、株主総会で総額を決定の上、取締役会において個別取締役の報酬額を決定しております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役

当社は監査役協議会制度を採用しており、2名で構成されております。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、内部監査室主任以下2名が業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し内部監査報告書を提出するとともに、改善指示書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況について後日フォローアップし確認しております。特に常勤監査役とは年間監査計画の立案、毎月の実地監査遂行において、相互に監査視点及び結果等についての情報共有に努めております。

当社は監査役2名(社外監査役2名)により構成されております。監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。また、監査役、内部監査担当者及び監査法人と定期的に面談を行い、相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

d. 会計監査

当社は有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏と桑原桂子氏の2名であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお、同監査法人、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営に対する牽制・監督機能を図る体制としております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。また、社外監査役2名を選任し、外部からの視点による経営監督機能を強化しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、社外監査役の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

当社の株主数は少なく、当社代表取締役社長およびその関連会社が占める割合が大部分であるため、特段の取り組みは行っておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイトの IR ページに、TDnet に掲載された開示情報、発行者情報、決算短信、特定証券情報等を掲載いたします。
IR に関する部署(担当者)の設置	当社には、IR に関する専任部署は設けていませんが、経営トップと管理本部が連携して IR 全般を担当いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
取組み状況	現在は特に実施しておりません

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状においては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求は拒否し、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況については、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、被害防止に向けた対策として、反社会的勢力の情報を集約したデータベース（日経テレコン）を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力等の排除に関する覚書を結ぶようにしています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	導入しておりません
---------	-----------

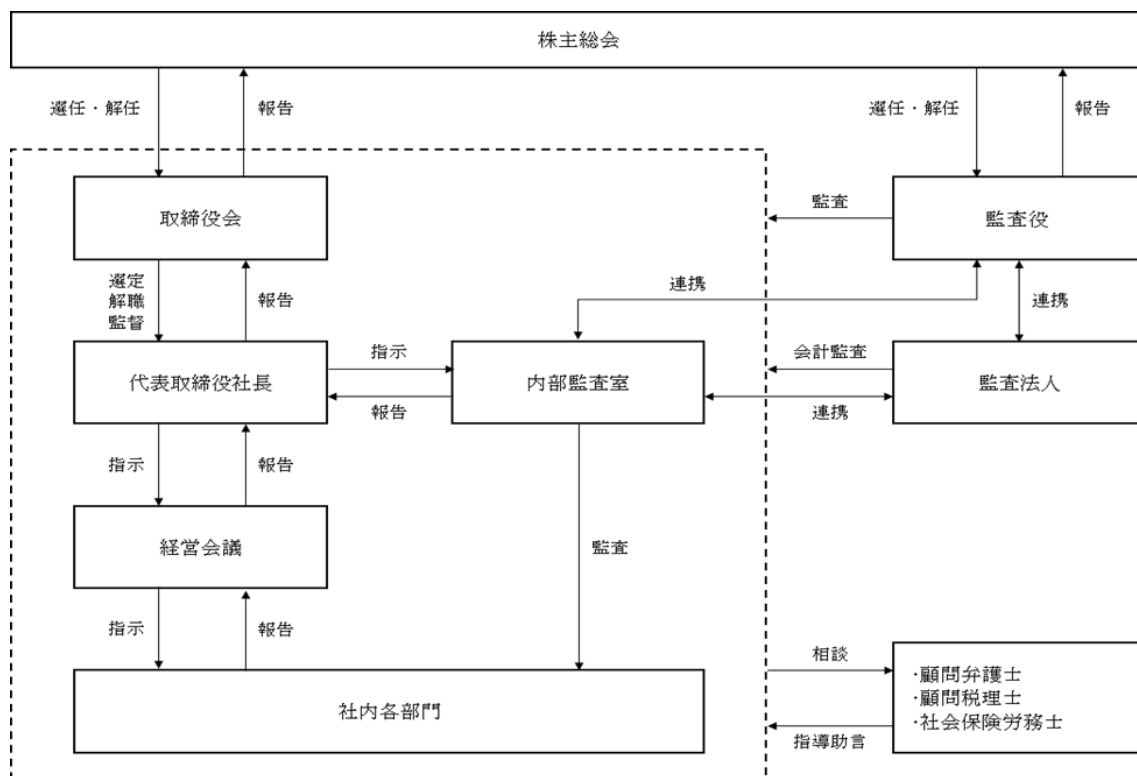
該当項目に関する補足説明

—

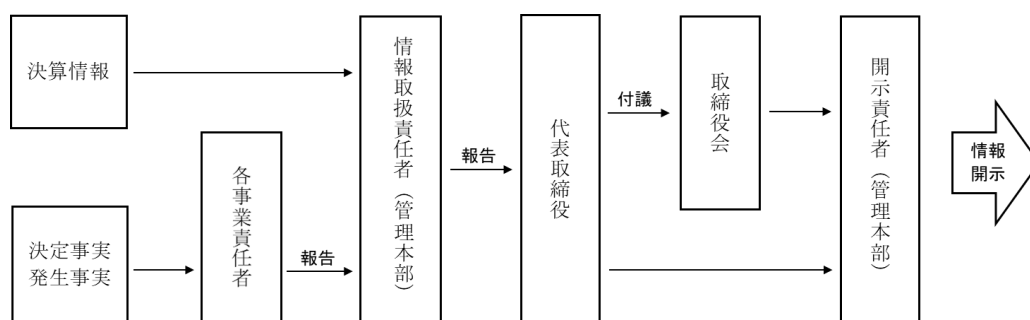
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上